

令和6年国東市農業委員会 第6回（6月）総会議事録

1. 開催日 令和6年6月10日（月）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 12名出席
4. 欠席委員 10番 藤原委員、11番 松原委員 （13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第32号 農用地利用集積計画について
 - 議案第33号 農用地利用配分計画について
 - 議案第34号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
6. 報告事項
 - 令和5年度農業委員の農地利用最適化の状況その他の事務の実施状況の公表について
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	定刻になりましたので、令和 6 年第 6 回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。 では、本日の資料を確認します。 (資料確認終了) 出席確認 本日は、1 0 番 藤原委員と 1 1 番 松原委員が欠席で、1 3 番 徳丸委員が令和 5 年 8 月いっぱいで辞任し 1 名欠員ですから、委員総数 1 4 名中 1 2 名の出席となります。 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。 それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。1 番 中島委員、2 番 藤本委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それではさっそく議事に入ります。 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、申請番号 35 番について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)

	議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請、申請番号 3 番について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
上原委員	以前、880 m²ちょっとの農地に住宅を建てるための農振除外の申請で、宅地部分と農地とで分筆して申請するように言われて 500 m²弱の宅地とそれ以外を農地として分筆した例があったが、今回の申請では 744 m²が庭であれば宅地になると思うのですが、宅地は何m²までならいいのかルールはないのでしょうか。
事務局	農地転用で一般住宅に関して、甲種農地であれば敷地面積がおおむね 500 m²を超えないものに限られるという決まりがありますが、それ以外の農地では転用計画の内容により必要な面積であるかどうかの判定をするようになります。
吉本委員	その 500 m ² というのは何の基準なのでしょうか。
事務局	甲種農地の転用許可の際の住宅建設の基準です。それ以外の農地では必要な面積分となると思います。 つまり、すべての案件で住宅用地として 500 m²以下に絶対しなければならないというわけではありません。 また、以前の農業委員会総会で今回と同様にご指摘をいただきましたので、使いにくいわずかな面積の農地が残るような場合は、窓口では、全体を使うような計画にするようにしてはどうかといった相談を行っています。
佐藤副会長	農振除外の申請が先になるので、農政課の方で 500 m ² 以下にするよう指導しているのではないですか。

上原委員	そうです。農振除外の際に指導されて 500 m²までにしたいみたいです。そうした場合、分筆登記が必要となるため、5、60 万円分筆登記費用でかかってしまうので大変な負担になると思います。
吉本委員	農政課に言って、国に 500 m²の基準をなくすように言ってもらった方がいいのではないかと思います。
議 長	500 m²の基準は、住宅だけだと思います。なぜなら、治郎丸のお寺の駐車場に転用した農地は 1 反近くあるからです。
上原委員	若い人が、国東市に家を建てて住むということになるのですから、市としてもその辺の配慮をしていくべきではないかと思います。
吉本委員	そうですね。分筆登記費の 50 万円を払う前にそうした配慮をするべきだと思います。
佐藤副会長	とにかく、農政課に話をしてみてください。
議 長	農業委員さんの中にも農振除外の審議委員さんが複数おられるのですから、その方たちが審議会の中でそういった意見を言っていたいただければと思います。 そういうことで議案第 30 号の 4 条の件はよいでしょうか。ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につ

	いて事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、申請番号 9 番について事務局より説明がありましたが、続いて、農地利用最適化推進委員の方から補足等説明をお願いします。
西村推進委員	申請地はすでに駐車場として造成されていますが、周辺農地への営農上の支障はありません。
議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	それでは、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第 32 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 32 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
森委員	契約期間は 1 年でも問題ないのでしょうか。
事務局	1 年単位であれば問題ありません。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。

事務局 議 長	(質疑・意見なし) それでは、議案第 32 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 32 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 33 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。 (資料に沿って説明) 議案第 33 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 33 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 33 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 34 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。 (資料に沿って説明) 議案第 34 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし)
-----------------------	---

	それでは、議案第 34 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 34 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。 次に、報告事項 令和 5 年度農業委員の農地利用最適化の状況その他の事務の実施状況の公表について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	報告事項 令和 5 年度農業委員の農地利用最適化の状況その他の事務の実施状況の公表について事務局から説明がありましたが、報告事項ですがご質疑はありませんか。
吉本委員	違反転用への対応で、実績として違反転用解消面積を 6 8 4 m ² 挙げていますが、どのように解消したのでしょうか。
事務局	令和 5 年度中に追認等で許可したものを計上しています。
佐藤副会長	推進委員等の点検・評価結果はどのようにして集計しているのですか。
事務局	活動記録簿に活動内容を記載していただいておりますが、その内容に応じてエクセルで集計できるようにしております。
佐藤副会長	結構厳しい評価ですね。
事務局	集積が目標となっていますので、令和 5 年度は目標に届かなかったため評価は低くなっています。
議 長	これは、大分県農業会議に報告して公表することになるのですね。

